

秋県信総令 7 第 0 1 0 号
令和 7 年 5 月 8 日

組合員の皆様へ

秋 田 県 信 用 組 合
理事長 藤原 保

長期間所在が不明である組合員の除名手続きについて

当組合は、令和 7 年 6 月 1 8 日開催の第 6 2 期通常総代会において、当組合の定款第 1 6 条の規定に基づき、長期間所在が不明である組合員（以下、「所在不明組合員」といいます。）の除名決議を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、除名決議の対象者に該当することにお心当たりのある方で除名を希望されない場合には、令和 7 年 5 月 3 0 日（金）までに、組合員様ご本人が、ご本人であることを確認できる書類を当組合本支店の窓口にご持参のうえ、届出住所等の変更手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 所在不明組合員とは、当組合で所在が把握できない方で以下の 3 つの要件全てに該当した方をいいます。

- ① 平成 2 7 年 7 月 2 9 日以降、5 年以上継続して当組合の事業（普通預金・定期預金・定期積金・通知預金・当座預金・外貨預金などの各種取引）を利用していない組合員の方。
- ② 平成 2 7 年 7 月 2 9 日以降、組合員名簿に記載された住所又は通知先に宛てて発した当組合からの通知又は催告が 5 回以上継続して返戻された組合員の方。
ただし、同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、当該事業年

度になされた通知・催告を併せて 1 回の通知又は催告とみなします。

- ③ 当組合の調査により、組合員の方に届け出ていただいた住所又は居所、勤務地、事務所の所在地に存在していないことが確認できた組合員の方。

※当組合の定款別表3第4項では、「5年以上継続してこの組合の事業を利用せず、かつ、この組合がその組合員に対してする通知文は催告が5回（ただし、同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、当該事業年度になされた通知・催告を併せて1回の通知又は催告とみなします。）以上継続して返戻されたとき。」など一定の要件に該当する場合には、総代会において除名できるとされています。

2. 所在不明組合員に対する組合除名手続き

上記1の要件全てに該当し、かつ、当組合において除名することが適当であると判断させていただいた所在不明組合員につき、本公告の期間終了後、理事会において除名対象者を確定した上で、中小企業等協同組合法第19条第2項第1号、第3号及び当組合定款第16条第1項の規定に基づき、総代会の10日前までに、当該組合員に対し除名する旨を通知いたします。

その後、令和7年6月18日開催の第62期通常総代会において当該組合員除名の件が付議され、総総代の半数以上が出席し、その決議権の3分の2以上の多数による特別議決により除名され、組合員の資格を失うことになります。

なお、除名対象者となる当該組合員の方には、総代会において弁明する機会が与えられておりますので、当組合の本支店窓口までお申し出ください。

3. 除名手続きにより法定脱退となられた組合員の出資持分の払戻し手続き

除名により脱退となる組合員の方は、除名の議決をした総代会が開催された事業年度の翌事業年度に開催される総代会の翌日以降にご請求いただければ出資金の払戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当組合の本支店の窓口までお申し出下さい。また、再加入を希望される方もこれと同様に、当組合の本支店の窓口までご相談下さい。

以上

【お問合せ先】

秋田県信用組合 本支店もしくは本部総務部（電話：018-831-3551）